

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のおしきについて

「死亡保障付医療保険リリーフ・ダブル」は、主契約の「無配当 七大生活習慣病入院保険」に「入院医療特約」を付加した商品です。死亡および病気、ケガによる入院や手術を一生保障します。

特約により先進医療の保障を加えることができます。

■契約例

七大生活習慣病入院給付金日額10,000円、先進医療特約(2018)付加の場合

主契約	無配当 七大生活習慣病入院保険	
	■死亡保険金	一括して 500万円
	■七大生活習慣病入院給付金	1日につき 10,000円
特約	入院医療特約	
	■疾病入院給付金	1日につき 10,000円
	■災害入院給付金	
	■手術給付金	1回につき 20万円
	先進医療特約(2018)	
	■先進医療給付金	先進医療にかかる技術料と同額
	■先進医療一時金	先進医療給付金の10%相当額

一生保障

保険期間/保険料払込期間：終身/終身払*

ご契約

*一定年齢で払込みが終了する「短期払」も選択できます。

※契約いただく保険金額・給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数/月払・半年払・年払、払込経路/口座振替扱・クレジットカード払扱）については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

保険金・給付金名称	支払事由の概要・支払限度	支払額	
主契約 死亡保険金	死亡したとき	七大生活習慣病入院給付金日額の500倍	
主契約 七大生活習慣病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病で入院したとき 1入院：120日 通算：1,000日	七大生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数	
入院医療特約	疾病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病以外の病気で入院したとき 1入院：60日 通算：1,000日	入院給付金日額 × 入院日数
	災害入院給付金	不慮の事故で180日以内に入院したとき 1入院：60日 通算：1,000日	入院給付金日額 × 入院日数
	手術給付金	病気または不慮の事故で約款所定の手術を受けたとき ●支払回数無制限	入院給付金日額の20倍

この商品に付加できる主な特約

給付金・一時金名称	支払事由の概要・支払限度	支払額	
先進医療特約(2018)	先進医療給付金	病気または不慮の事故で約款所定の先進医療による療養を受けたとき ●通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき ●1回の療養につき50万円限度	先進医療給付金の10%相当額

※約款所定の「七大生活習慣病」は次のとおりです。

- ①がん（悪性新生物・上皮内新生物）
- ②心疾患
- ③脳血管疾患
- ④糖尿病
- ⑤高血圧性疾患
- ⑥肝硬変
- ⑦慢性腎臓病

◎保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等の支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限ります。
- 支払事由に該当し死亡保険金が支払われた場合には、主契約、特約とも保障は消滅します。

《入院給付金について》

- 1日の入院に対して「七大生活習慣病入院給付金」と「疾病入院給付金」および「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。
 - 2回以上の入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなします（併発している原因を含みます）。
- ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日（災害入院の場合は事故の日）からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 疾病入院給付金が支払われる期間中に、高血圧性疾患以外の七大生活習慣病による治療を開始した場合には、入院を開始した日から七大生活習慣病により入院したものとして、七大生活習慣病入院給付金をお支払いします。

《手術給付金について》

- 2種類以上の手術を同時に受けた場合には、1回の手術とみなして手術給付金をお支払いします。

《先進医療特約(2018)について》

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が決められています。

- 医療行為、医療機関および適応症などによっては、**先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とならないことがあります。**

●療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。

●先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

●先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／給付金等の支払い）、（特約）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●解約払戻金について

この商品は、解約払戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。

【主契約・入院医療特約】

- ・終身払の場合：解約払戻金はありません。
- ・終身払以外の場合
 - ①保険料払込期間中：解約払戻金はありません。
 - ②保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての保険料の払込終了後：主契約および入院医療特約とも、それぞれ入院給付金日額の10倍をお支払いします。

【先進医療特約(2018)】

解約払戻金はありません。

主契約を解約した場合、各種特約も同時に解約となります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。